

平成29年分 所沢市中小企業退職金共済掛金等補助金の申請について（ご案内）

日頃より、労働行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、所沢市では、「中小企業退職金共済制度（中退金）」及び「特定退職金共済制度（特退金）」に新規加入した市内事業所の事業主に対し、加入から3年間、支払済みの共済掛金の一部を補助しています。

補助金の交付につきましては、下記のとおりですので、ご申請くださいますようご案内申し上げます。

記

1. 補助対象事業主の資格要件

- (1) 市内に事業所を有し、申請時に事業活動をしていること
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 共済掛金を事業所、または事業主個人で負担していること

2. 補助対象

平成26年1月以降に、退職金共済制度に新規加入した事業主が、平成29年1月から12月までの1年間に支払った共済掛金

3. 補助金額

補助対象金額の20%以内（予算の範囲内）を補助

※ 従業員一人当たりの月額掛金が1万円を超える場合は、1万円を限度として算出します。

（例）従業員を10人雇用し、1人あたり月額掛金12,000円を支払っている場合

$10,000円（限度額） \times 12か月 \times 20\% \times 10人 = 240,000円（補助金額）$

※ 補助対象期間は、加入した月（共済契約の効果が生じた日の属する月）から36か月間です。

※ 適格退職年金制度及び解散存続厚生年金基金から中小企業退職金共済制度へ移行した事業所については、補助対象外です。

4. 提出書類

① 所沢市中小企業退職金共済掛金等補助金交付申請書（様式第1号）

② 所沢市中小企業退職金共済掛金等補助金交付請求書（様式第4号）

◆ 「申請年月日」及び「請求年月日」は記入しないでください。

◆ 金額欄は記入しないでください。

◆ 申請書と請求書は、必ず同じ印鑑を押印してください。

※ 法人については代表者印（登記印）を押印してください。

③ 月別・個人別共済掛金内訳書（様式第2号）

◆ 従業員ごとに月別に支払った共済掛金の額を記入してください。

※ ただし、月額掛金が1万円を超える場合は10,000円と記入してください

◆ 29年中に退職した従業員の掛金も申請できます。

◆ 中退金と特退金の両方に加入している場合は用紙を別にしてください。

◆ 用紙が不足する場合は、コピーをとってご対応ください。

④ 市外にお住まいの個人事業主の方が申請する場合、事業所が市内で操業していることが確認できる書類

【例】電気・ガス・水道等の公共料金領収書の写し（直近のもの）

※ 領収書の宛名に事業所名が入っていること

4. 提出期限

平成30年2月16日（金） **厳守**

郵送の場合2月16日（金）消印有効

※ 注意事項 提出期限は厳守してください。

提出が遅れた場合、補助金の交付が受けられない場合がありますのでご注意ください。

◎ 平成29年分を一括で受付します。

◎ 提出書類に記載の個人情報については、補助金の交付事務にのみ使用いたします。

【提出及び問い合わせ先】

所沢市産業経済部産業振興課 労政グループ

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL 04-2998-9157 FAX 04-2998-9162